

2023年度 法科大学院

第1期入学試験問題

2時限

民法

(論文集)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

つぎの文章を読んで、以下の（１）および（２）に答えなさい。

Xは、農業を営むAの長男として生まれ、昭和20年に結婚したのちはX夫婦が主体となってAとともに農業に従事してきたが、昭和32年暮れ頃、Aからいわゆる「お綱の譲り渡し」を受けることとなり、翌33年元旦にその譲り渡しを受け、本件各不動産の占有を取得した。

上記の「お綱の譲り渡し」は、K県郡部で今も慣習として残っているところがあり、所有権を移転する面と家計の収支に関する権限を譲渡する面とがあつて、その両面にわたって多義的に用いられている。

Xは、上記の「お綱の譲り渡し」以後農業の経営とともに家計の収支一切を取りしきり、農業協同組合に対する借入金等の名義をAからXに変更し、同組合から自己の一存で金融を得ていたほか、当初同組合からの信用を得るためその要望に応じてA所有の山林の一部をX名義に移転したりし、本件各不動産の所有権の贈与を受けたと信じていた。

Aは、昭和40年3月1日死亡し、その子である長男Xおよび二男YがAを相続した。

Xは、昭和33年元旦にAから受けた「お綱の譲り渡し」は、A所有の本件各不動産を含む全財産の生前贈与であると主張し、この主張を前提として、Yに対し、次の2つの請求をした。

①贈与契約の履行として、本件各不動産について所有権移転登記手続を請求する。

②Xは、生前贈与により所有の意思をもって本件各不動産の占有を開始し、20年（昭和53年1月1日まで）を経過したことにより、民法162条1項の取得時効が完成し所有権を取得したとし、本件各不動産について所有権移転登記を請求する。

原審は、上記の①の請求に対して、「お綱の譲り渡し」により、所有権の贈与を受けたものとまでは断じ難いとした。

（１）民法162条1項および186条1項の「所有の意思」の意味を答えなさい。

（２）あなたが裁判官であれば、上記の②の請求に対して、どのような判断をくだすか、理由を付して説明しなさい。説明するにあたり、事実を補充する必要があるれば、適宜補充してよい。なお、上記年月日にかかわらず、現在施行されている法律に従って答えなさい。